

新設分割に係る事前開示書類

大阪府中央区南船場3丁目5番8号

株式会社ジェイテクト

代表取締役社長 安形 哲夫



当社は、2020年2月27日付新設分割計画に基づき、2020年4月1日をもって、新たに設立する会社（以下、「設立会社」といいます。）に対して、当社の製造業マッチングサービス「ファクトリーエージェント（FACTORY AGENT）」に関わる事業を承継させる新設分割（以下、「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。本新設分割に関して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本新設分割における分割計画書

別紙「新設分割計画書」のとおりです。

2. 本新設分割に際して交付する株式の数又はその数の算定方法の相当性に関する事項

本新設分割により、設立会社は、普通株式30,000株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付いたします。かかる株式数については、当社が設立会社の発行する全ての普通株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、設立会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断しております。

3. 設立会社の資本金及び準備金の額に係る定め相当性に関する事項

設立会社の資本金及び準備金の額については、次のとおりです。

①資本金	150百万円
②資本準備金	150百万円
③利益準備金	—

当社は、本新設分割後の設立会社の資本金及び準備金の額について、本新設分割により設立会社に承継予定の資産の額、設立会社の今後の事業活動等を考慮した上で、会社計算規則に基づき定めており、上記の額が相当であると判断しております。

4. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象について

当社は、2020年1月1日付にて、豊精密工業株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。

5. 本新設分割後における当社及び設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び設立会社は、本新設分割後における各々が負担すべき債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の事項を直ちに開示いたします。

以上

新設分割計画書

当会社（以下、「甲」という。）は、甲の営む製造業領域におけるマッチング等のプラットフォーム運営に属する事業（以下、「本件事業」という。）を分割し、新たに設立する東京都中央区銀座七丁目１１番１５号株式会社ジェイテクトＦＡ（以下、「乙」という。）に承継させるため、この分割計画書を作成する。

１．目的

- １．製造業におけるマッチングサービスの企画、開発及び運営
- ２．工作機械、その他機械器具等及びそれらの部品の設計、製造、販売、レンタル、リース及び輸出入
- ３．ソフトウェアの企画、開発、製造、販売及び保守
- ４．インターネット、その他の通信を利用した広告及び各種情報提供サービス
- ５．企業経営に関するコンサルティング
- ６．労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- ７．古物営業法に基づく古物商
- ８．前各号に付帯または関連する一切の事業

２．商号 株式会社ジェイテクトＦＡ

３．本店 東京都中央区銀座七丁目１１番１５号

４．発行可能株式総数 １２万株

５．乙が本件分割に際して発行する株式は普通株式３万株とし、そのすべてを甲に割り当て交付する。

６．乙の設立時資本金及び準備金

（１）資本金の額 １億５０００万円

（２）資本準備金 １億５０００万円

７．上記事項以外に定款で定める事項

別紙定款のとおり。

８．乙が甲から承継する債権債務、雇用契約その他の権利義務

（１）承継する資産及び負債

本件分割によって、乙が甲から承継する資産は、分割期日における本件事業に関する資産及びこれに付随する一切の権利義務とし、甲は、令和元年１２月３１日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としてこれに分割期日前日までの増減を加除した一切の資産を分割期日において乙に承継させる。なお、乙は、甲から本件事業に関する負債その他一切の債務を承継しないことから、甲は、本件分割に当たり、会社法８１０条に基づく債権者保護手続を経ないものとする。

(2) 承継する雇用契約にかかる権利義務

本件分割に際し、乙が承継する雇用契約はない。

9. 分割期日 令和2年4月1日

ただし、手続の進行に応じ、必要があるときは甲の取締役会決議により変更することができる。

10. 新設分割設立株式会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名

設立時取締役 上出 武史

設立時取締役 竹内 真司

設立時取締役 泉 大輔

設立時監査役 松井 久成

11. この分割計画書については、会社法805条の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで分割を行うものとする。

以上

令和2年2月27日

大阪府中央区南船場三丁目5番8号

株式会社ジェイテクト

代表取締役 安形哲夫



株式会社ジェイテクトFA定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ジェイテクトFAと称し、英文では、JTEKT FA Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 製造業におけるマッチングサービスの企画、開発及び運営
2. 工作機械、その他機械器具等及びそれらの部品の設計、製造、販売、レンタル、リース及び輸出入
3. ソフトウェアの企画、開発、製造、販売及び保守
4. インターネット、その他の通信を利用した広告及び各種情報提供サービス
5. 企業経営に関するコンサルティング
6. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
7. 古物営業法に基づく古物商
8. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は12万株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載（または記録）された議決権を有する株主をもって、その事業年度における定時株主総会においてその権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

2 株主総会の招集は、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができるのと定めた場合を除き、株主総会の1週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対してその旨の通知を発することにより行う。ただし、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議 長)

第10条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主（1名に限る）を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会の開催等の省略)

第13条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録作成取締役が議事録を作成し、議長及び議事録作成取締役は、これに署名または記名押印または電子署名をする。

2 議事録作成取締役は取締役社長とする。ただし、取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議事録を作成する。

第4章 取締役及び役付取締役

(取締役の員数)

第15条 当会社には、取締役3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役の報酬等)

第18条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(代表取締役及び役付取締役並びに相談役及び顧問)

第19条 取締役会において、取締役の中から代表取締役を定めるものとする。

- 2 取締役会において、取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役につき、各若干名を選定することができる。

- 3 取締役会において、相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

- 2 取締役会は、法令及び本定款の定めるところにより、会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(招集及び議長)

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、かつ議長となる。

- 2 取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、かつ議長となる。

- 3 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

- 4 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案について異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第23条 当会社には、監査役1名以上3名以内を置く。

(選任及び解任)

第24条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(監査役の報酬等)

第26条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第27条

第7章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議において、予め公告し、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(事業年度)

第31条 当会社の第1期の事業年度は、当会社成立の日から令和3年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記の定款は、分割により東京都中央区銀座七丁目11番15号株式会社ジェイテクトFA設立のため作成したものであって、本定款は、分割が効力を生じたときからこれを施行する。